

マンション管理適正化・再生推進事業（老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備に係る事業）を実施する者の公募についての公示

令和3年3月24日

国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進事業を実施する者の公募について公示します。

なお、本公募は令和3年度予算によるものであり、令和3年度予算成立が事業実施の条件となります。予算の成立状況等によっては、特定が遅れること等もありますのでご留意ください。

1. 事業概要

(1) 事業名 マンション管理適正化・再生推進事業（老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備に係る事業）

(2) 事業目的

本事業は、マンションの管理適正化・再生の推進に際し、弁護士や建築士等の専門家による相談体制の整備を支援することで管理組合の再生に向けた検討を促進し、今後増大することが予想されている高経年マンションの再生に係る課題の解決を図るものである。

(3) 事業内容

老朽化マンションの建替え等に関する相談を受ける専門家の参考となるマニュアルの作成などの相談体制の整備事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和3年6月上旬 ～ 令和4年3月1日

2. 補助事業対象者の要件

○形式審査

(1) 補助対象の事業者

弁護士・建築士等の専門家による老朽化マンションの建替え等に関する技術的・法的な相談体制等の整備に向け、全国的な研修会・セミナー等に使用するテキスト教材の作成等を行うための専門的知識やノウハウを擁する以下の法人、又は、今まで上記と同様の活動を行い、今後以下の法人格を取得して活動することを予定している団体。

- ・一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条に規定する一般社団法人又は一般財団法人、あるいは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人）
- ・NPO法人（特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人）
- ・民間事業者（株式会社、有限会社等）

（2）補助事業の内容

- ・1.（3）の支援の対象となる事業の要件を満たしていること。
- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

○内容審査

（3）補助対象事業者の要件

- ・1.（3）の事業を行い得る組織体制であること。
- ・事業主体が、補助事業の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していること。

（4）補助事業の内容

- ・事業主体による取組みの結果、全国レベルにおける専門家による技術的・法的な相談体制等の整備が、一過性の活動に留まらず、持続的な活動として定着すると見込まれるもの。
- ・事業主体が、補助事業を実施することによって、弁護士会、建築士等と連携した全国レベルにおける専門家による技術的・法的な相談体制の整備に寄与するものと見込まれるもの。

3. 手続等

（1）担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
 国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室業務係
 電話 03-5253-8111(内線39684) ファクシミリ 03-5253-1631

（2）募集要領の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和3年3月24日（水）から令和3年5月10日（月）まで
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め（1）の担当係まで事前に連絡を行い、手交、又は電子メールにより交付。

（3）応募申請書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限 令和3年5月10日（月）18時00分まで
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 上記担当部局へ応募書類1部を持参又は郵送にて提出。ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可とする。
 ※詳細は募集要領を確認すること。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がありますので、その旨予めご了承ください。
- (7) 詳細は募集要領による。